災害対策基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平 参 議 成二十六 院 災 害 対 年 + -策 特 別 月 委員 十二日 会

法 の 政 施 府 行 は、 に当たり、 今 後 の 大規 次 の 模 諸 地 点に 震 ゃ つ 大 雪 い て 等 適切 の 災 な措置 害 時 に を講 お 1) じ、 て、 そ 緊 の 急 運 通 用 行 に 車 遺 両 憾 の なきを期 通 行 の 確 すべきである。 保等 が なされるよう、 本

場 に 災 お 害 け 時 る の 道 体 制 路 啓 の 開 強 化 に 万 並 全を期 び に 安 全 す の た め、 確保を図ることとし、 道 路 管 理 者 の 人員 そ 体 の 制 ため の 確 に 保、 必 要な 重 機 措 等 置 の を講じること。 資 機 材 の 充実等 に よる 現

と も 習 ゃ 本 に、 防 法 災 の 災 訓 趣 練 害 旨 等 及 時 を の び 通じ 自 そ 動 の て 車 内 運 適 容 に 切 転 つ な の 普 在り方や い て、 及啓発を 道 道 路 図ること。 路 管 上 理 者、 の 車 両 車 停 両 止 の の 占 在り 有 者、 方に 地 つい 域 住 て、 民等 運 に 対 転 免 し 許 + 保 分 有 な 者 周 に 知 を 対する 义 る لح

Ξ 素 化 災 لح 害 補 時 償 に お の 迅 け 速化 る 車 が 両 巡 の られるよう適切な措置を講じること。 移 動 等 を 行 う 際 の 車 両、 土 地 等 の 損 失 補 償 1= つ ١J て、 可 能 な 限 IJ そ の 手 続 の

簡

四

実が犠牲者や被害者の拡 災害 時における発災直 大防止を図る上で重要であることに鑑み、 後から復興段階に至る一連 の過程において、メンタル 災害対策基本法において各自 ヘルスを含む医 療体 治体が策 制 の 充

右決議する。

定する「地域 防 災計で 画 に定める事項として「医療」 の 例示を検討すること。